

関西のESCO事業並びに省エネルギー事業の  
推進に向けて(要望)

平成20年10月

社団法人大阪ESCO協会

平素より、(社)大阪ESCO協会に特段のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、1997年の「気候変動枠組条約第 3 回締約国会議(COP3)」で採択された「京都議定書」で、わが国は2008年から2012年の目標期間における温暖化ガスの排出を、1990年比で6%削減することを公約しました。

また、本年 7 月に開催された洞爺湖サミットでは長期的な視点として「2050 年までに温室効果ガスの排出量半減」を世界全体の目標として共有することの方向性が示され、今後、日本としても「2050年までの長期目標として現状から60～80%の削減」を目指し、その具体化を図るため「低炭素社会づくり行動計画」として、閣議決定しています(平成20年7月29日)。

いずれにしても、これらを実現するためには、省エネルギー促進などに係る専門的技術と多くの資金を必要としますが、施設保有者や事業者の多くにとりましては、十分な取り組みが困難な状況であります。

こうした中で、ESCO(Energy Service Company)事業は、わが国の省エネルギー推進に、大きな役割を果たすものと考えられ、1996年以降、資源エネルギー庁や(財)省エネルギーセンターにおいて、ESCO事業の条件整備や可能性についての検証が行われたところです。

そして、2001年に大阪府の府立母子保健総合医療センターで、全国初の民間資金活用型ESCO事業の提案公募がスタートしました。以後、大阪府では毎年数件の提案公募が実施されましたが、周辺自治体での実績は少なく、関西におけるESCO事業については、これから本格的導入が進むものと期待しています。

今後、ESCO事業が大きな成果をあげるためには、更なる普及・啓発とあわせて、社会的認知・信頼の確保を目的とした事業のバックアップなど、諸制度の構築が課題です。この課題に取り組むと共に、大阪におけるESCO事業推進を図るために、2004年8月に任意団体として発足し、その後の活動を踏まえ、2007

年3月に社団法人として設立されたのが当協会であります。大阪に限らず関西全域を含めた、ESCO事業の推進組織として発展を図るとともに、事業の一層の普及をめざして、現在一丸となって取り組んでいるところです。

つきましては、厳しい財政状況下ではありますが、世界的にみても温暖化防止対策が喫緊の課題であることに鑑み、関西のESCO事業並びに省エネルギー事業の一層の推進を図るため、平成21年度政府予算編成、税制改正や補助金運用の要件緩和等に関しまして、格別のご高配を賜りますようお願いいたします。

平成20年10月

社団法人大阪ESCO協会

会 長 辻 毅一郎(大阪大学理事・副学長)  
副会長 吉田 治典(京都大学大学院工学研究科教授  
環境エネルギー管理推進室長)  
副会長 野村 英昭(大阪府住宅まちづくり部公共建築室  
設備課長)  
副会長 三品 孝(ダイキン工業株式会社空調営業本部  
技術部長)

## 《要望事項》

### I. 国、独立行政法人等における ESCO 事業について

昨年 11 月に施行した環境配慮契約法の基本方針に基づき、国、独立行政法人等の施設における ESCO 事業の可能な限り幅広い導入を早期に実行していただくようお願いしたい。

### II. 平成 21 年度補助金、税制等の要望について

#### 1. 住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金(経済産業省予算)

[概要] 業務用高効率空調機など高効率エネルギーシステムの導入に際して、対象費用の 1/3 を補助

○省エネ・省CO2推進方策であるESCO事業の円滑な遂行ができるよう、制度の継続を要望する。

○ESCO事業への本補助金適用を検討したが、原則単年度でかつ年度末までに事務手続きを完了させる必要があり、年度末近くあるいは年度をまたがるような事業について申請を見送った者もある。こうした場合、単年度ではなく複数年扱いでの優先的な補助金適用を認めていただきたい。

○自社製品又は関係会社からの調達に関しては利益等排除として補助の対象範囲外となるが、適用緩和を求める。

#### 2. エネルギー供給事業者主導型総合省エネルギー連携推進事業(建築物に係るもの) (経済産業省予算)

[概要] エネルギー供給事業者と地方自治体との連携を条件とした省エネプロジェクトに対し、NEDOを通じて、事業費の 1/2 以内を補助

○省エネ・省CO2推進方策であるESCO事業の円滑な遂

行ができるよう、制度の継続を要望する。

### 3. エネルギー使用合理化事業者支援事業(経済産業省予算)

[概要] 既設の事業所への省エネ機器・技術の導入に必要な費用の1/3補助。重点支援事業項目あり。

○省エネ・省CO<sub>2</sub>推進方策であるESCO事業の円滑な遂行ができるよう、制度の継続を要望する。

○国立大学付属病院の場合は独立採算とみなされ補助金対象となっているものの、国立大学のその他施設に関しては国からの二重補助とみなされ対象外となっている。国立大学も国立大学法人となり、企業会計手法が導入され独立採算が求められており、自己収入(入学金・授業料・競争的研究費・病院の診療報酬等)で賄えない部分を運営交付金で補填されるのは、病院もその他の施設も同じである。国立大学のその他施設についても補助金対象となるよう、要件緩和を求める。

### 4. 事業場等省エネルギー支援サービス導入事業 中堅・中小企業向けESCO事業補助金(経済産業省予算)

[概要] 技術的、資金的な要因により省エネルギー対策が困難な中堅・中小企業を対象として、財団法人省エネルギーセンターを通じて、ESCO事業を活用した省エネルギー事業費の1/2以内を補助

○省エネ・省CO<sub>2</sub>推進方策であるESCO事業の円滑な遂行ができるよう、制度の継続を要望する。

○中小規模のESCO事業普及のために、その信用補完のためにもESCO事業に関するファンド設立に対しての支援をお願いしたい。

5. 高効率給湯器導入促進事業補助金について(経済産業省予算)

[概要]COP4(家庭用)、COP3.5(業務用)以上のCO<sub>2</sub> 冷媒 HP 給湯器に定額を補助

- ESCO事業を活用して省エネ、省CO<sub>2</sub>化を図るためには最新の機器を使う必要がある。イニシャルコストを低減させ、少しでも事業が円滑に遂行できるよう継続を要望する。
- 今後市場投入が予定されている、エコキュートとボイラーを組み合わせたハイブリッドシステムなど、CO<sub>2</sub> 冷媒 HP 給湯器以外にも補助対象を広げていただきたい。
- 地方自治体・公社あるいは都市再生機構が建設している公共住宅に関してはエコキュート導入が困難な状況にある。国庫からの二重補助でないかという観点であるが、こうした場合でも、その対象が違っていれば補助が出せるような仕組みにするなど明確化を図っていただきたい。また、都市再生機構に関しても、独立行政法人化され独立採算部分が大きくなってきたことを踏まえ、省エネに資するこうした補助制度が適用されるよう要件緩和を求める。

6. 住宅・建築物省CO<sub>2</sub>モデル事業(国土交通省予算)

[概要] 省 CO<sub>2</sub> の実現性に優れた住宅・建築プロジェクト等の整備費等の 1/2 を補助

- 省エネ・省CO<sub>2</sub>推進方策であるESCO事業の円滑な遂行ができるよう、制度の継続を要望する。
- 補助額は、省 CO<sub>2</sub> 実現の為の工事費等について、「提案された先導的取組みを実現するために必要となる部分」を対象として、その2分の1以内と規定されているが、「提案を実現するために必須となる関連部分」についても補助対象と認めていただきたい。

## 7. 業務用部門対策技術率先導入補助事業(環境省予算)

[概要] ・地方自治体の策定した実行計画に基づく新エネ・省エネ設備導入に対して 1/2 を補助

・CO<sub>2</sub> 削減計画を策定した中小規模への新エネ・省エネ機器事業の 1/2 を補助

○省エネ・省CO<sub>2</sub>推進方策であるESCO事業の円滑な遂行ができるよう、制度の継続を要望する。

○チェーン店については、公募条件に「省エネルギー法対象外となる中小規模の業務施設」とあるが、平成21年に改正省エネ法が施行されると、大手チェーン店を展開している法人は全て省エネ法対象となってしまうため、補助金対象外となってしまう。救済措置を検討していただきたい。

## 8. グリーン電力証書等制度について(経済産業省、国土交通省、環境省等)

○ESCO事業や省エネルギー事業を実施するに伴い、制度の公平性、証書の二重発行の防止等運用の厳格性を確保した上で、必要に応じ、グリーン電力証書の他にグリーン熱証書が発行できるようにしていただきたい。

○その際、現行では認められていない証書の購入費用を課税対象外の損金とみなす方向で税制改正をお願いしたい。

## 9. 国内製品CDM制度について(経済産業省、環境省)

○ESCOを活用した省エネルギー機器の普及策として、省エネ機器に買い替えた場合のCO<sub>2</sub> 削減量を認証し、政府が有償で買い取る制度の導入を検討していただきたい。

10. ESCO事業の普及について(財務省、経済産業省)

○ESCO事業の普及や発展に努めている法人への支援を要望する。

以 上